

新旧対照表

箱根町議会基本条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（町民参加及び町民との連携）

第5条（略）

2（略）

3（略）

4（略）

5 議会は、議会で行われた議案等の審議過程及び結果について町民に報告するため、議会報告会を開催する。

（請願及び陳情）

第5条の2 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、意見陳述を行う場を設けることができる。

2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

（議員と町長等執行機関の関係）

第6条（略）

2（略）

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して答弁に必要な範囲内で反問することができる。

（議決事件）

第9条（略）

(1) 総合計画に係る基本構想及び基本計画

(2)（略）

(3)（略）

(4)（略）

（議会広報広聴の充実）

第16条 議会は、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報広聴委員会を設置し、議会の広報広聴活動に努めるものとする。

2 広報広聴委員会に関しては、別に定める。

旧（改正前）

（町民参加及び町民との連携）

第5条（略）

2（略）

3（略）

4（略）

5 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

（議員と町長等執行機関の関係）

第6条（略）

2（略）

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して趣旨を確認するための発言をすることができる。

（議決事件）

第9条（略）

(1) 総合計画

(2)（略）

(3)（略）

(4)（略）

（議会広報の充実）

第16条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

